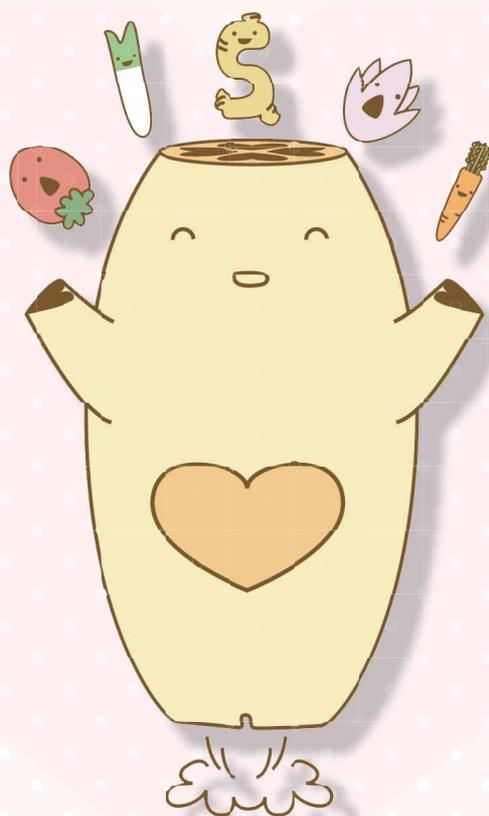


第3次 愛西市男女共同参画プラン



平成 29 年 3 月
愛 西 市

はじめに

このたび愛西市では、第3次愛西市男女共同参画プランを策定いたしました。

これまで、市では、国や県とともに、「男女がお互いを尊重しあい、個性が生きるまち・愛西市」を将来像とし、男女共同参画社会の推進に取り組んでまいりました。

しかしながら、近年、人口減少、少子高齢化など私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化し、それに伴い、人々の価値観やライフスタイルも多様化しています。本市でも、こうした時代の変化に対応するため、市民協働のまちづくりを積極的に進めています。

男女共同参画社会の推進は、これからの私たちの生活だけでなく、市民協働のまちづくりにも不可欠であると考えています。

性別に関係なく、すべての市民がそれぞれの能力や意欲に応じて社会で活躍できることは、人々が輝き、まちを活気づけることに繋がります。家庭でも学校でも地域社会でも職場でもあらゆる場面で、すべての市民がお互いを尊重し、協力しあえる社会、性別にかかわらずだれもが活躍できる社会を築くことがこの愛西市男女共同参画プランの目標です。

今後は、このプランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けて事業を展開してまいります。市民の皆様をはじめ、関係者の皆様の更なるご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、このプランの策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただいた愛西市男女共同参画推進懇話会委員の皆様をはじめ、市民アンケート、小中学生アンケート、団体ヒアリング、市民ワークショップにご協力をいただきました市民の皆様には心から感謝を申し上げます。

平成29年3月



愛西市長 日永貴章

目 次

第 1 章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	男女共同参画に関する社会動向	2
3	計画の位置付け	6
4	計画の策定体制	7
5	計画の期間	7
第 2 章	計画の目標	8
1	計画の将来像	8
2	第 2 次愛西市男女共同参画プランの評価	9
3	基本目標	11
4	施策の体系	13
第 3 章	計画の内容	14
1	人権を尊重しあえる意識づくり	14
	(1) 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実	14
	(2) 男女共同参画を推進するための教育・学習の充実	18
	(3) あらゆる暴力の根絶と支援体制の充実【DV対策基本計画】	21
2	男女がともに活躍できる環境づくり	25
	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	25
	(2) 女性の活躍推進【女性活躍推進計画】	31
3	男女がともに参画できる環境づくり	34
	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	34
	(2) 地域社会における男女共同参画の促進	38
4	だれもが安心して暮らせるまちづくり	41
	(1) 生涯を通じた健康づくりへの支援	41
	(2) 様々な困難を抱えている人への支援	44
第 4 章	推進体制	47
1	庁内における推進体制の整備	47
2	庁内における男女共同参画の推進	47
3	市民、事業所、NPO、市民団体等との連携	47
4	計画の進捗管理	48
5	目標指標一覧	48

参考資料	51
1 男女共同参画社会基本法	51
2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	55
3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	59
4 愛西市男女共同参画推進懇話会設置要綱	65
5 愛西市男女共同参画推進本部設置要綱	66
6 策定経過	67
7 愛西市男女共同参画に関するアンケート調査概要	68

1 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21 世紀における最重要課題として位置づけています。市町村に対しては同法第 14 条第 3 項において、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を策定するよう努めなければならないとし、基本計画の策定を努力義務としています。

こうした中、愛西市では、平成 19 年度に「愛西市男女共同参画プラン」を策定し、平成 23 年度には「第 2 次愛西市男女共同参画プラン」として見直しを行い、男女共同参画社会の実現に向け取り組んできました。

一方、固定的性別役割分担意識^{*1} がいまだに根強く残っていることや、政策・方針決定過程の場への女性の参画が低調であること、配偶者や恋人等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス「DV」^{*2}）の問題が深刻化していることなど、男女共同参画社会の実現に向けた課題が多く残されています。

また、働く場面においては、結婚・出産・育児等による離職や、その後の再就職での雇用の不安定等、女性が力を十分に発揮できているとはいえない現状です。家庭生活においては、男性の家事、育児、介護への参画が十分とはいえない状況です。

こうした既存の課題や社会的な変化に対応し、実効性の高い施策を展開していくため、愛西市男女共同参画に関するアンケート調査（以下、「アンケート調査」という。）や市民ワークショップ、愛西市男女共同参画推進懇話会等での意見を踏まえながら、今までの施策の評価・見直しを行い、「第 3 次愛西市男女共同参画プラン」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

※1 固定的性別役割分担意識

男性・女性で異なる役割が与えられ、その役割の遂行を期待する意識のことをいいます。

※2 配偶者や恋人等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス「DV」）

夫婦、恋人など親密な関係にある男女間の暴力若しくは、親密な関係にあった男女間の暴力をいいます。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的暴力なども含まれます。

2 男女共同参画に関する社会動向

	世界の動き	国の動き	県の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国際婦人年世界会議」(メキシコシティ)、「世界行動計画」採択 国連総会「国連婦人の十年(1976~1985)」を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人問題企画推進本部」設置、「婦人問題企画推進会議」開催 	
1976年 (昭和51年)		<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法(女子教育職員、看護婦、保母等)」の施行 	<ul style="list-style-type: none"> 総務部に青少年婦人室を設置
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部「国内行動計画」決定 労働省「若年定年制・結婚退職制等改善年次計画」策定 総理府婦人問題担当室「国内行動計画前期重点目標」発表 	
1978年 (昭和53年)			<ul style="list-style-type: none"> 「愛知県地方計画・推進計画'78~'80」に婦人の項目を設ける
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年E S C A P地域会議」(ニューデリー)開催 国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 法務省「相続に関する民法改正要綱試案」公表 	
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> O E C D「婦人の雇用に関するハイレベル会議」開催 「国連婦人の十年1980年世界会議」(コペンハーゲン)開催 「女子差別撤廃条約(略称)」の署名式 	<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」署名 	
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> I L O総会「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」及び「同勧告」を採択 「女子差別撤廃条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> 「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」施行 婦人問題企画推進本部「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」決定 	
1982年 (昭和57年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国民年金法等の一部を改正する法律」成立 	<ul style="list-style-type: none"> 「第5次愛知県地方計画」に婦人部門を位置づける
1983年 (昭和58年)			
1984年 (昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年E S C A P地域会議」(東京)開催 		

	世界の動き	国の動き	県の動き
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年世界会議」開催 ・「西暦2000年に向けてのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国籍及び戸籍法の一部を改正する法律」施行 ・「男女雇用機会均等法」成立 ・「女子差別撤廃条約」批准 	
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」施行 	
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 	
1988年 (昭和63年)			
1989年 (平成元年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち女性プラン」策定
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ナイロビ将来戦略」見直し勧告採択 		
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」成立 ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性総合センター基本計画」策定
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」施行 	
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「世界人権会議」開催（ウィーン） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校の家庭科の男女必修、実施 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」成立（12月施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「審議会等委員への女性の登用推進要綱」制定
1994年 (平成6年)		<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校の家庭科の男女必修、学年進行により実施 ・男女共同参画室設置、男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち農山漁村女性プラン」策定
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4回世界女性会議」（北京）開催、「北京宣言」及び「行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ILO156号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）」批准 ・「育児・介護休業法」成立 	
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 	
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画審議会設置法」施行 ・「男女雇用機会均等法」一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性問題懇話会「あいち女性プラン」見直しの基本方向について提言 ・「あいち男女共同参画2000年プラン」策定
1998年 (平成10年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「愛知2010計画」策定（分野別計画に男女共同参画を位置づけ）

	世界の動き	国の動き	県の動き
1999年 (平成11年)		・「男女共同参画社会基本法」成立(平成13年1月同法施行)	
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク国連本部)、「政治宣言」及び「成果文書」を採択	・「ストーカー規制法」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	・男女共同参画懇話会提言「21世紀初頭の男女共同参画新プランの基本方向について」
2001年 (平成13年)		・男女共同参画会議設置 ・内閣府に男女共同参画局が新設 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」成立、一部施行(平成14年4月完全施行)	・「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」策定
2002年 (平成14年)			・愛知県男女共同参画推進条例施行
2003年 (平成15年)		・「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」施行 ・「次世代育成支援対策推進法及び少子化社会対策基本法」成立	
2004年 (平成16年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正(12月施行) ・「育児・介護休業法」改正(平成17年4月施行)	・「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定
2005年 (平成17年)	・国連婦人の地位委員会「北京+10」開催(ニューヨーク国連本部)	・「改正育児・介護休業法」施行 ・女性の再チャレンジ支援策検討会議「女性の再チャレンジプラン」策定 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定	・「あいち子育て・子育ち応援プラン」策定 ・愛知県特定事業主行動計画「職員の子育て応援プログラム」策定 ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
2006年 (平成18年)	・第50回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク国連本部)	・「男女雇用機会均等法」改正(平成19年4月施行) ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」改定
2007年 (平成19年)	・第51回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク国連本部)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正(平成20年1月施行) ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・愛知県少子化対策推進条例施行
2008年 (平成20年)	・第52回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク国連本部)	・男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 ・「次世代育成支援対策推進法」改正(平成21年4月施行)	・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(2次)」策定 ・「男女共同参画に関する意識調査」実施

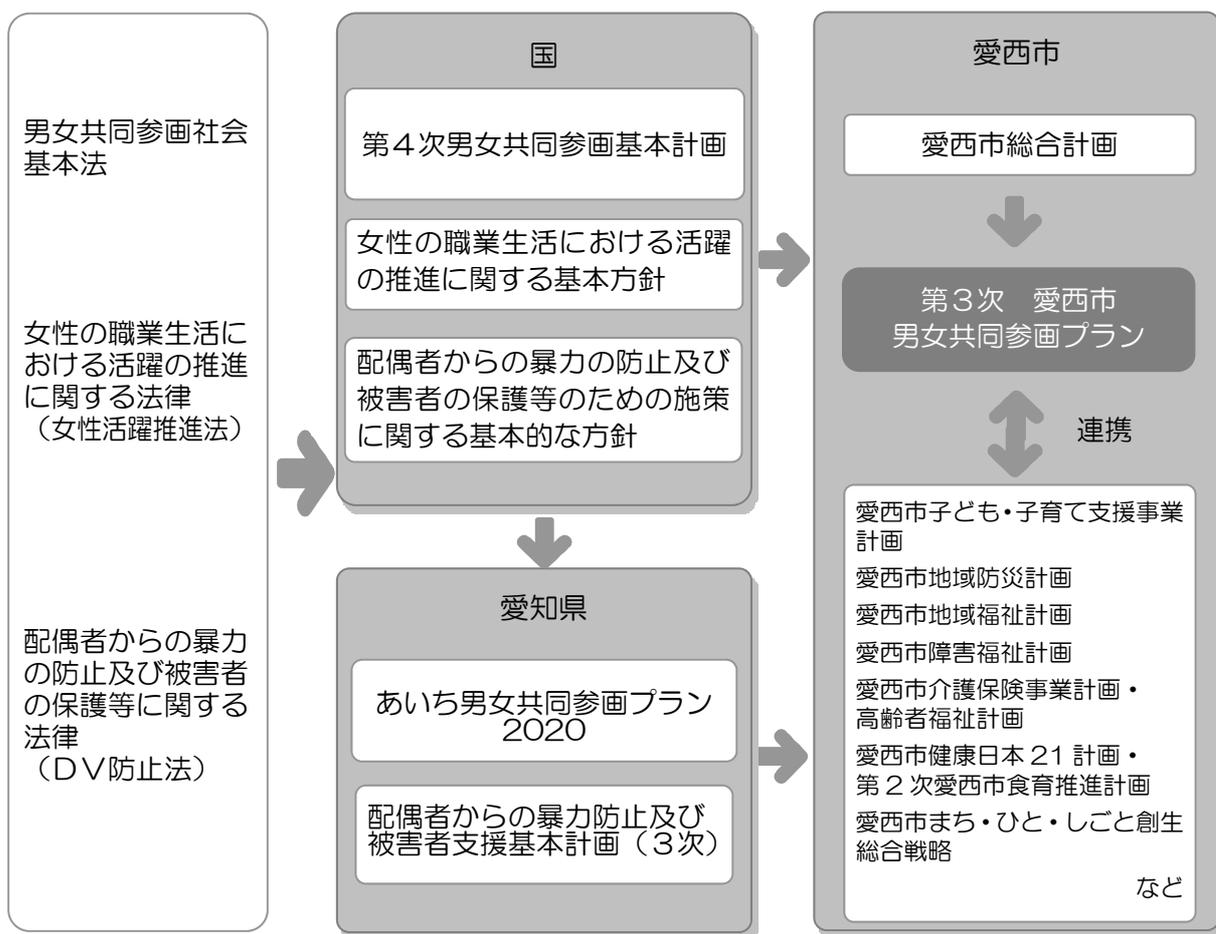
	世界の動き	国の動き	県の動き
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> 第53回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク国連本部) 		
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> 第54回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク国連本部) 	<ul style="list-style-type: none"> 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 「あいちはぐみんプラン」策定
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(略称:UN Women)」正式発足 		<ul style="list-style-type: none"> 「あいち男女共同参画プラン 2011-2015~多様性に富んだ活力ある社会をめざして~」策定
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> 第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 		<ul style="list-style-type: none"> 「あいち仕事と生活の調和行動計画」策定
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> 「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正(平成26年1月施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(3次)」策定
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> 第58回国連婦人の地位委員会「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画室」を「男女共同参画推進課」へ 「女性の活躍促進監」創設
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> 第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 「あいちはぐみんプラン 2015-2019」策定
2016年 (平成28年)			<ul style="list-style-type: none"> 「あいち男女共同参画プラン 2020」策定



3 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」に位置付けるとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する「市町村推進計画」である「女性活躍推進計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」である「DV対策基本計画」として位置付けます。

また、本計画は、「愛西市総合計画」を上位計画として、福祉・教育・まちづくりなどの各分野で定める個別計画との整合性・連携を図り策定するものです。



4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、アンケート調査や市民ワークショップ、関係団体ヒアリング等の結果を基礎資料とし、本市における関連機関・団体、公募の委員により構成される「愛西市男女共同参画推進懇話会」を開催し、内容の検討を行いました。

また、関係各課職員により構成される「愛西市男女共同参画プラン策定部会」において、施策等に関して庁内調整を図り、計画の具体的な事項に関して意見や情報の集約を行いました。

さらに、市の男女共同参画を全庁的に推進するため、「愛西市男女共同参画推進本部会議」を開催しました。

5 計画の期間

本計画は、平成 29 年度を初年度とし、平成 33 年度までの 5 年間で計画期間として設定します。計画最終年度の平成 33 年度には、各種施策・事業の進捗評価・実績評価に加え、アンケート調査等により市民意識の把握を行うことで計画全体の達成状況を評価し、その結果を基に次期計画の検討を行います。

なお、計画期間内であっても事業の進捗状況や社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
第 2 次愛西市男女共同参画プラン				第 3 次愛西市男女共同参画プラン					
				見直し					

第2章

計画の目標

1 計画の将来像

愛西市では、家庭、地域、職場、学校など市民を取り巻く環境において男女共同参画の意識を高め、職業生活と家庭・地域生活等とのバランスのとれた心豊かな生活を送ることを基本的な考え方として、計画が目指す将来像を『男女がお互いを尊重しあい、個性が生きるまち・愛西市』と定め、計画を推進してきました。

社会情勢の変化や個人の価値観やライフスタイルが多様化する中、性別にとらわれず、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できる社会の実現が求められていますが、こうした状況においても、「男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かちあい、性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる社会を築く」という男女共同参画の基本的な考え方は変わりません。

そのため、本計画においても前次計画を踏襲し、『男女がお互いを尊重しあい、個性が生きるまち・愛西市』を将来像として定めます。

**男女がお互いを尊重しあい、
個性が生きるまち・愛西市**

2 第2次愛西市男女共同参画プランの評価

第2次愛西市男女共同参画プランにおける目標指標の達成状況をみると、重点取組分野、基本目標ごとに計20項目設定し、A評価は1項目、B評価は9項目となっています。

達成状況

A評価：目標値を達成している項目

B評価：目標値を達成していないものの、平成22・23年度実績値より改善している項目

C評価：平成22・23年度実績に比べ改善していない項目

重点取組分野 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実

目標指標	平成23年度 実績値	平成28年度 目標値	平成27年度 実績値	達成 状況
固定的性別役割分担（「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方）について、「そう思わない」・「どちらかといえばそう思わない」と回答する者の割合	33.8%	50%	38.0% (H28アンケート調査)	B
社会全体の平等感について「平等」と回答する者の割合	19.3%	40%	13.4% (H28アンケート調査)	C

重点取組分野 あらゆる暴力の根絶と支援体制の充実

目標指標	平成23年度 実績値	平成28年度 目標値	平成27年度 実績値	達成 状況
配偶者からの暴力（DV）を受けたことがない者の割合	67.6%	100%	72.3% (H28アンケート調査)	B
何らかの暴力（DV）を受けた際、「相談した」と回答する者の割合	35.9%	80%	33.9% (H28アンケート調査)	C

基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

目標指標	平成22年度 実績値	平成28年度 目標値	平成27年度 実績値	達成 状況
啓発パンフレット等作成・設置・配布回数	3回	6回	1回	C
広報紙もしくはホームページによる啓発	0回	6回	3回	B

目標指標	平成 22 年度 実績値	平成 28 年度 目標値	平成 27 年度 実績値	達成 状況
男女共同参画人材育成セミナー修了者数	14 人	17 人	15 人	B
「DV防止法」について「知っている」と回答する者の割合	47.7%	70%	36.5% (H28 アンケート調査)	C
DVに関する相談窓口を知っている者の割合	—	70%	47.8% (H28 アンケート調査)	—

基本目標Ⅱ 多様な生き方を選択でき、安心して暮らすことができる環境づくり

目標指標	平成 22 年度 実績値	平成 28 年度 目標値	平成 27 年度 実績値	達成 状況
事業主に対する広報による法制度等の情報提供	2 回	4 回	3 回	B
働く男女に対する広報による労働条件等の情報提供	4 回	6 回	6 回	A
パパママ教室への参加率	46.6%	60%	31.8%	C
介護教室の参加者数（延べ人数）	78 人	120 人	—	—
家族経営協定締結農家数	52 件	62 件	61 件	B
乳がん検診受診率	16.4%	50%	13.7%	C
子宮がん検診受診率	13.5%	50%	14.2%	B
前立腺がん検診受診率	22.8%	50%	40.4%	B

基本目標Ⅲ 男女がともに意思決定や地域社会に参画する環境づくり

目標指標	平成 22 年度 実績値	平成 28 年度 目標値	平成 27 年度 実績値	達成 状況
審議会委員等への女性登用率（%）	20.6%	30.5%	30.1%	B
女性人材リスト掲載人数（人）	0 人	15 人	0 人	C
地域活動の場で「平等」と回答する者の割合	45.9%	60%	45.3% (H28 アンケート調査)	C

3 基本目標

(1) 人権を尊重しあえる意識づくり ●●●●●●●●●●

男女がともに男女共同参画に関する認識を深められるよう、様々な機会を通してわかりやすく広報・啓発活動を行っていきます。学校や家庭、地域などのあらゆる場において男女共同参画について考えることができる機会を充実します。

また、市民の一人ひとりが「あらゆる暴力は重大な人権侵害である」との認識をもち、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指すとともに、被害者が安心して相談でき、かつ必要な支援を適切に受けられるよう総合的な支援体制を整備します。

(2) 男女がともに活躍できる環境づくり ●●●●●●●●●●

「女性の活躍推進」と「働き方改革」のためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が重要であり、一人ひとりが個性と能力を発揮して働くことができるよう、男女が性別にとらわれることなく多様な生き方を選択できる環境を整備するとともに、就労の場における男女共同参画を推進します。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する「市町村推進計画」である「女性活躍推進計画」として、女性の活躍を支援します。

(3) 男女がともに参画できる環境づくり ●●●●●●●●●●

政策・方針決定過程への女性の参画を進めるための働きかけを行うとともに、男女がともに責任をもって家庭、地域活動を担い、様々な分野に参画できるよう意識啓発と環境整備を進めます。

また、男女共同参画の視点を持った、防災などにおける災害時の支援の充実を図ります。

(4) だれもが安心して暮らせるまちづくり

健康で安心して暮らせるまちをつくることは、男女共同参画社会を実現する上で重要です。健康づくりを心身両面から支援するほか、生涯を通じて健やかに安心して暮らすための体制づくりを行います。

また、高齢者や障害者、ひとり親家庭等、生活上の困難に陥りやすい人に対する各種相談事業や福祉サービスの提供、自立支援を充実し、安心して暮らせる環境整備を進めます。



4 施策の体系

将来像	基本目標	基本施策	施策の方向
男女がお互いを尊重しあい、個性が生きるまち・愛西市	1 人権を尊重しあえる意識づくり	1 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実	① 人権を育む啓発・活動の充実 ② 男女共同参画に関する広報・啓発活動の充実
		2 男女共同参画を推進するための教育・学習の充実	① 学校教育における男女共同参画の推進 ② 男女共同参画に関する学習機会の充実
		3 あらゆる暴力の根絶と支援体制の充実 【DV対策基本計画】	① ドメスティック・バイオレンス（DV）等への対策の推進 ② 被害者の支援体制・相談窓口の充実
	2 男女がともぎくもきく活躍する環境づくり	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	① 男女の雇用機会均等の普及と労働法規の啓発 ② 育児や介護と仕事の両立支援策の充実 ③ 家族就労者の労働環境の整備
		2 女性の活躍推進 【女性活躍推進計画】	① 女性の職業能力開発・向上のための支援 ② 女性の再就職・再雇用の支援
	3 男女がともぎくもきく参画する環境づくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	① 審議会、委員会等への女性の登用推進 ② 女性関係団体等への支援 ③ 市職員の管理職等への女性の登用推進
		2 地域社会における男女共同参画の促進	① 地域活動等への参画の促進 ② 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
	4 だれもが安心して暮らせるまちづくり	1 生涯を通じた健康づくりへの支援	① 男女の健康づくりへの支援 ② 妊娠期・乳幼児期の健康づくりへの支援
		2 様々な困難を抱えている人への支援	① 介護等との両立支援策の充実 ② 高齢者や障害者の自立への支援 ③ ひとり親家庭への支援の充実

1 人権を尊重しあえる意識づくり

(1) 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実

現状と課題

男女共同参画社会を実現させるためには、市民一人ひとりが男女共同参画社会について正しく理解し、日常生活の中で実践ができるよう人権を尊重した男女共同参画意識の確立が求められます。

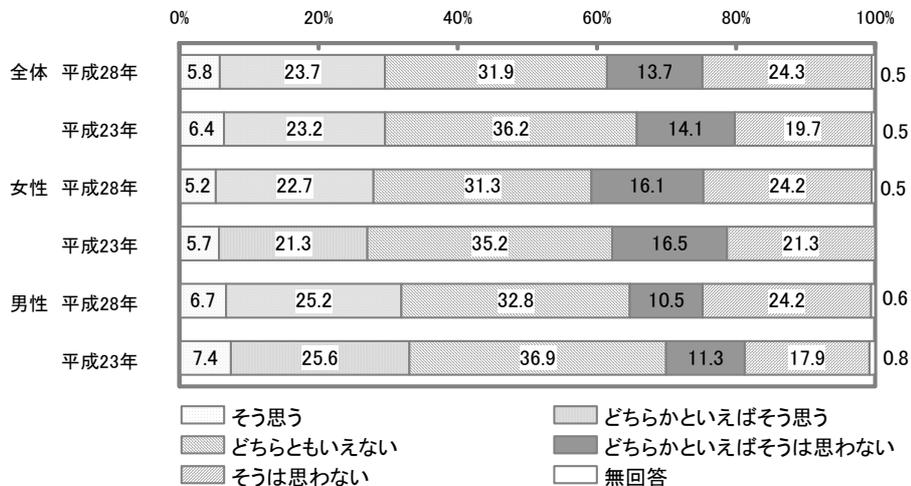
アンケート調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的性別役割分担意識について、「どちらかといえばそう思う」と「そう思う」をあわせた“そう思う”の割合が約 3 割と平成 23 年調査と同様となっていますが、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」をあわせた“そうは思わない”の割合が約 4 割と平成 23 年調査に比べ 4.2 ポイント増加しており、固定的性別役割分担意識の解消が図られつつあるものの、依然として、固定的性別役割分担意識が根強い傾向がうかがえます。

また、社会全体でみた場合の男女の地位の平等感は、“男性の方が優遇されている”の割合が 7 割半ばと平成 23 年調査に比べ 5.8 ポイント増加しています。

今後も引き続き、男女平等意識のさらなる啓発を進め、固定的性別役割分担意識の払拭を図る必要があります。

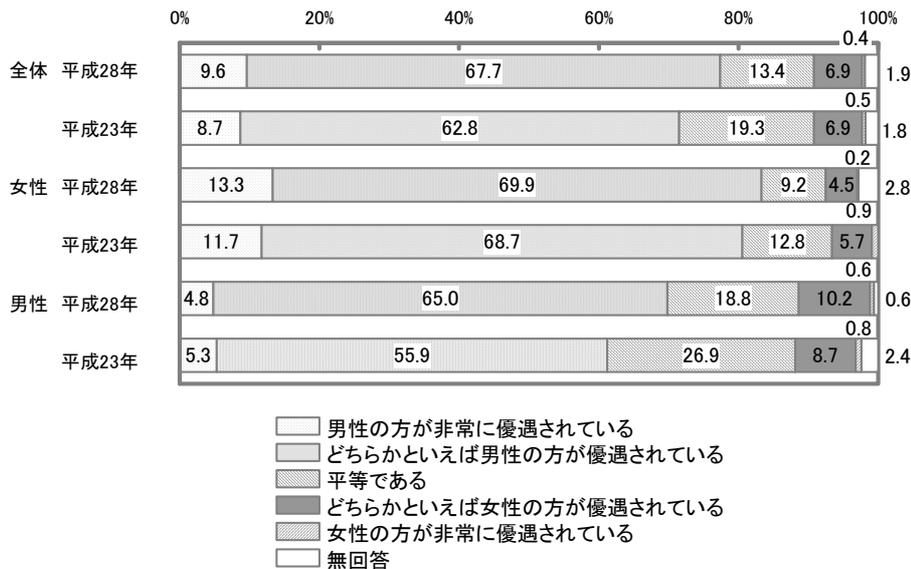


図 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的性別役割分担意識



資料：男女共同参画に関するアンケート調査

図 社会全体の男女平等感



資料：男女共同参画に関するアンケート調査

市民ワークショップでの主な意見

- 以前は、「男性が家事をあまりやるものではない」という教育を受けており、固定的な性別役割分担の意識が強く残っているのではないかと。
- 男は仕事、女は家事をやるといった雰囲気がある。
- 各家庭でお互いできることを話しあい決めておくとよい。
- お父さんも家事や育児に参加している姿を子どもに見せるとよい。 など

方向性

施策の方向① 人権を育む啓発・活動の充実

お互いの人権を尊重し合う意識を高めるため、人権に関する情報提供や啓発を行うとともに、人権に関する教育を進め、基本的人権に関する啓発を行います。

具体的施策	内容	担当課
人権の意識を高めるための情報発信	公共施設の窓口到人権問題に関するパンフレット等を常設し、人権週間に合わせ、市人権擁護委員による啓発活動を行います。	社会福祉課
人権の学びの場の提供	学校教育、生涯学習において人権問題をテーマに講演会・講座等を開催するとともに、人権に関する研修会への参加を促進します。	学校教育課 生涯学習課
保育園児等に対する人権を育む活動の推進	市人権擁護委員が保育園・幼稚園等を訪問し、人権の心を育むための活動を行います。	社会福祉課
人権意識啓発事業の推進	人権週間を機会に、人権集会を開催するなど、市内の小中学校において、人権尊重の精神を培う授業や行事等を実施します。	学校教育課 社会福祉課

施策の方向② 男女共同参画に関する広報・啓発活動の充実

「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識の解消など、家庭や地域で男女共同参画について考える機会を充実させるため、講演会や講座・研修等の開催、広報等による情報提供など、様々な機会を通じて、男女共同参画意識の啓発に努めます。

具体的施策	内容	担当課
広報紙、ホームページ等による男女共同参画に関する啓発活動の推進	男女共同参画社会についての啓発やジェンダー ^{※1} についての正しい理解を周知するなど市広報紙、ホームページ等を活用し、関心をもってもらえるよう、内容や展示の仕方を工夫しながら、啓発活動を推進します。	市民協働課
男女共同参画研修会の開催	男女共同参画社会の実現をテーマに研修会を開催し、男女共同参画に関する市民の意識啓発を図ります。	市民協働課

※1 ジェンダー

社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」のことをいいます。

目標指標

目標指標	実績値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
人権に関する広報等での啓発回数	3 回	年 3 回以上
男女共同参画に関する広報等での啓発回数	3 回	年 3 回以上
社会全体でみた場合の男女の平等感が「平等である」の割合	13.4% (H28 アンケート調査)	20%
「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方に反対の割合	38.0% (H28 アンケート調査)	50%
男女共同参画社会という言葉の認知度	57.1% (H28 アンケート調査)	100%

市民・地域・事業所等の取組

- 男女共同参画を含めた人権に関する講演会等に積極的に参加しましょう。
- 人権について関心を持ち、女性問題をはじめ、様々な人権問題への理解を深めましょう。
- 男女共同参画に関する講座やイベントなどに積極的に参加し、男女共同参画について考えましょう。
- 「男の子だから」、「女の子だから」と決めつけず、一人ひとりの個性や特性に応じて子どもに接しましょう。
- 家庭や地域、職場で性別による固定的性別役割分担意識を解消しましょう。
- 事業所は、男女共同参画や女性の活躍促進について関心を持ち、従業員に対する啓発・教育を進めましょう。



(2) 男女共同参画を推進するための教育・学習の充実

現状と課題

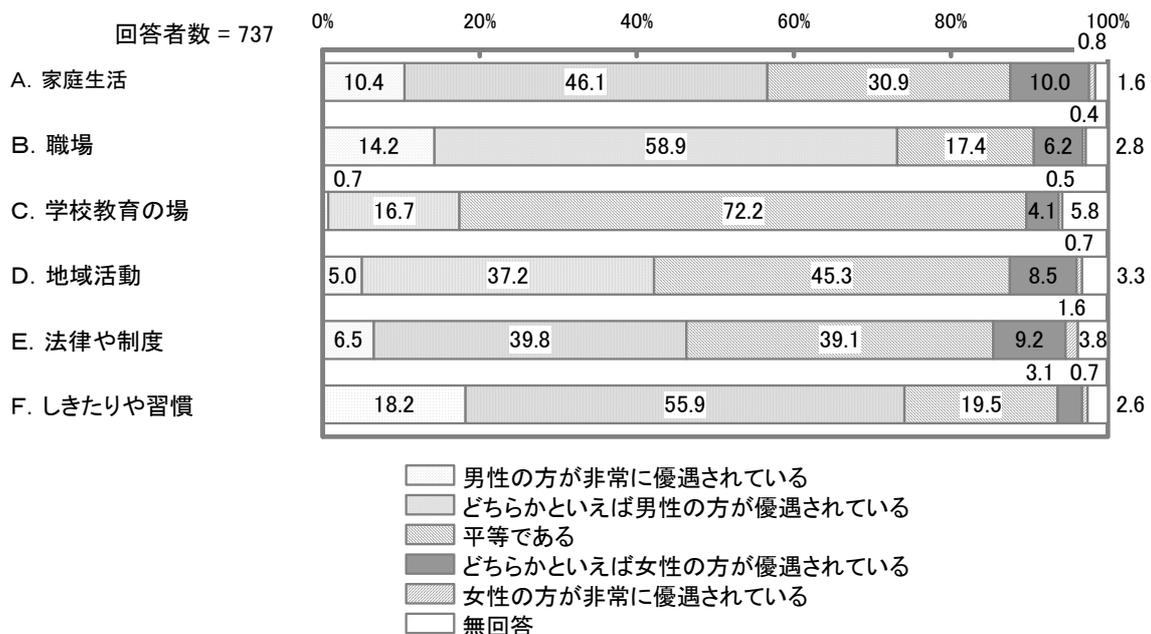
誰もが性別にとらわれず個性や能力が発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、子どもの頃からの男女共同参画に関する教育や男女共同参画の意識づくりが重要です。

アンケート調査では、学校教育の場における男女の地位の平等感は、「平等である」の割合が7割以上と他の分野と比べて高くなっています。また、男女平等の人間関係をつくるために、学校教育の場で力を入れることは、「男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」の割合が7割半ばと高くなっています。

また、小中学生のアンケート調査では、日常生活における男女の平等感は、「平等」の割合が5割半ばとなっており、子どもが「平等」と感じることができる男女共同参画社会の形成が必要です。そのため、子どもの頃から男女共同参画意識を育み、性別にかかわらず、個性と能力を発揮できるよう、家庭・保育園・幼稚園・学校における男女共同参画に関する教育を今後も充実していくことが重要です。

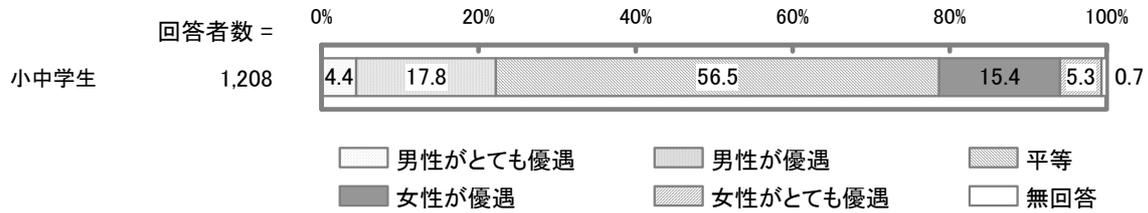
また、様々な学習機会を提供し、性別にかかわらず、多様な選択を可能にする環境づくりが重要であり、お互いを認めあう心や思いやりの意識を育み、男女共同参画の理念を浸透する教育・学習の一層の充実を図ることが必要です。

図 男女の地位の平等感



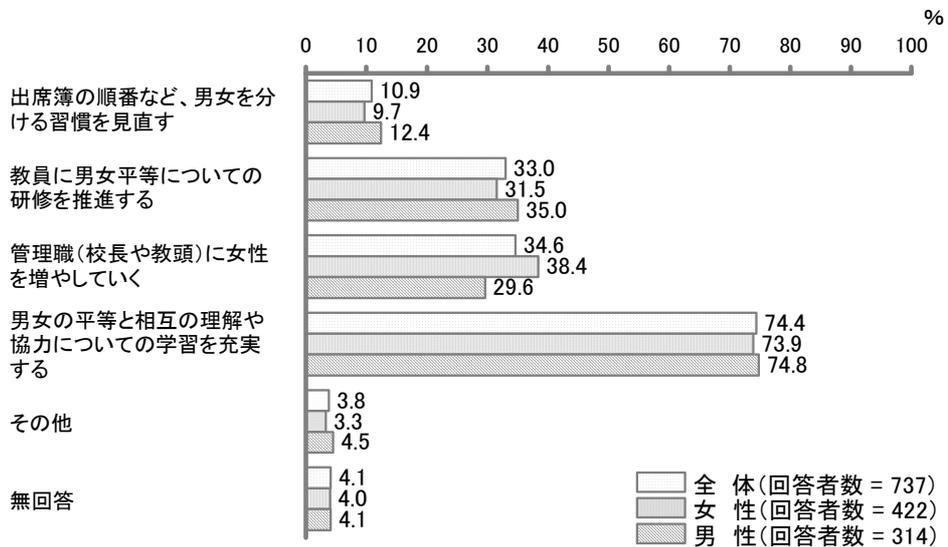
資料：男女共同参画に関するアンケート調査

図 小中学生における日常生活での平等感



資料：男女共同参画に関するアンケート調査（小中学生）

図 男女平等の人間関係をつくるために、学校教育の場で力を入れること



資料：男女共同参画に関するアンケート調査

方向性

施策の方向① 学校教育における男女共同参画の推進

男女の性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を尊重する意識を子どもの頃から育むため、児童生徒やその保護者に対する男女共同参画を推進する教育の充実を図ります。

また、教職員、保育士に対しても研修等への参加を促し、意識の向上を図ります。

具体的施策	内容	担当課
学校等における男女共同参画を推進する教育の充実	学校における各教科をはじめ道徳、特別活動、総合的な学習の時間や幼稚園・保育園における男女共同参画を推進する教育の充実を図ります。	学校教育課 児童福祉課
教職員等指導者に対する研修の実施	教職員等指導者に対し、男女共同参画に関する研修会への参加を促進します。	学校教育課 児童福祉課
保護者に対する男女共同参画推進の働きかけ	様々な機会を通じて、保護者を対象とする講演会や意識啓発を行い、家庭、子育てにおける男女共同参画の必要性についての意識を高めるよう働きかけます。	学校教育課 市民協働課

施策の方向② 男女共同参画に関する学習機会の充実

男女共同参画意識の向上を図るため、各種講座やセミナー等の開催や、図書館において男女共同参画関連の書籍等の内容を充実させるなど、生涯を通じて男女共同参画について学ぶ機会を充実します。

具体的施策	内容	担当課
男女共同参画に関する講座の実施	男女共同参画意識の醸成を図るため、出前講座やセミナー等を実施します。親しみやすく、分かりやすい講座内容に努め、活用を促進します。	市民協働課
図書館における男女共同参画に関するコーナーの充実	男女共同参画週間等に、男女共同参画に関するコーナーを設置し、関連図書の充実を図り、市民に関心を持ってもらう機会を作ります。	生涯学習課

目標指標

目標指標	実績値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
子どもの日常生活での平等感	56.5% (小中学生アンケート)	65%
男女共同参画に関する講座（出前講座含む）	—	年 1 回以上

市民・地域・事業所等の取組

- 男女共同参画に関する学習の場に積極的に参加し、理解を深めましょう。
- 性別にとらわれず、一人ひとりの個性に応じた進路選択をしましょう。

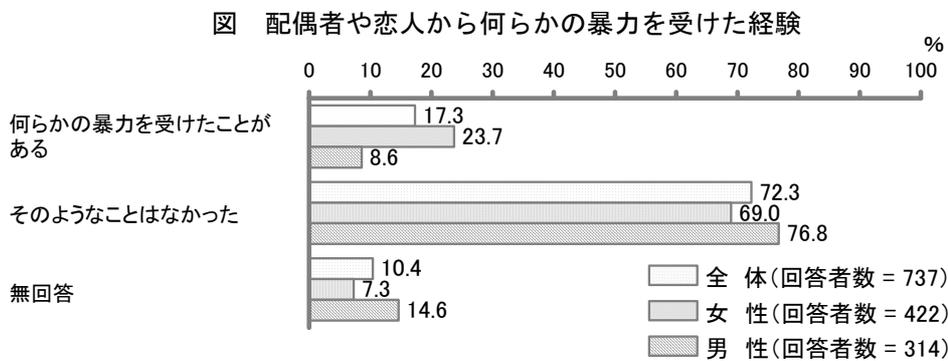
(3) あらゆる暴力の根絶と支援体制の充実 ●●●●●●●●●● 【DV対策基本計画】

現状と課題

配偶者や恋人等、親しい関係にある人から暴力を受けるドメスティック・バイオレンス（DV）、性犯罪、ストーカー行為、職場におけるセクシュアル・ハラスメント※1、パワー・ハラスメント※2、マタニティ・ハラスメント※3などは、男女共同参画社会の形成には大きな課題となっています。

アンケート調査では、配偶者や恋人から何らかの暴力を受けた経験がある女性が2割半ばと男性の被害者の割合の約3倍となっています。また、配偶者や恋人からの暴力行為について、「相談しなかった」の割合が6割以上おり、その理由として「誰も相談する人がいなかったから」の割合が2割弱、「どこ（誰）に相談してよいのかわからなかったから」の割合が1割弱となっています。

被害者が相談しやすい相談体制の整備とその周知徹底を進めるとともに、被害からの回復のための取組の推進と的確な対応が必要であり、その背景事情に十分に配慮し、関係機関が連携して被害者の救済や自立支援に、きめ細かく対応することが必要です。



資料：男女共同参画に関するアンケート調査

※1 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的言動（いやがらせ）を行い、相手を不快な思いにさせることをいいます。例えば、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、性的な冗談やからかいなど、様々なものが含まれます。

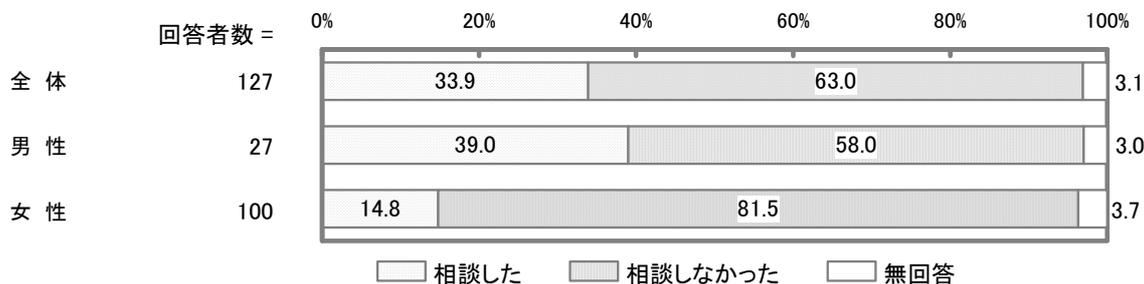
※2 パワー・ハラスメント

会社などで、職権などの権力や地位、人間関係を背景にし、人格と尊厳を傷つける言動を繰り返し行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与える行為のことをいいます。

※3 マタニティ・ハラスメント

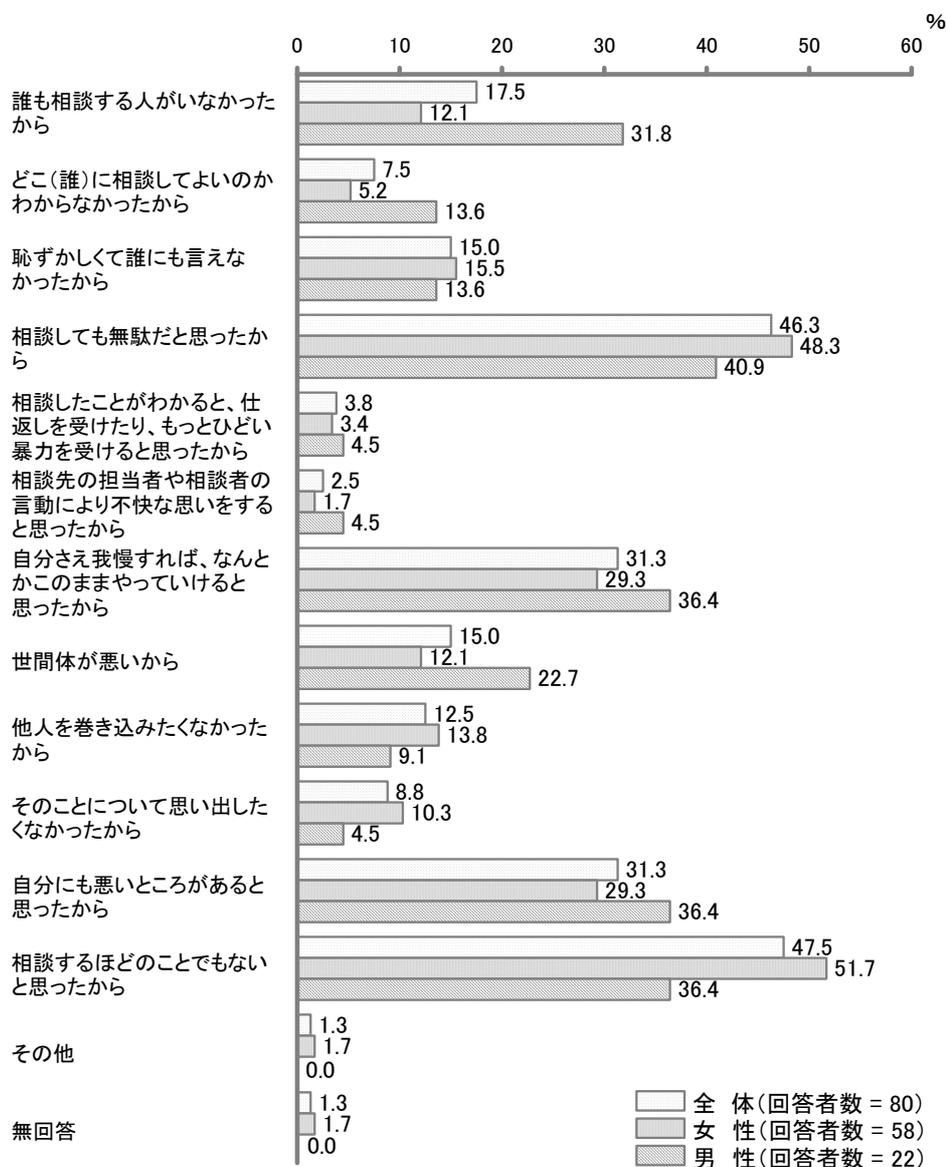
妊娠、出産、育児休業等の取得等を理由とする、上司・同僚等による就業環境を害する行為のことをいいます。

図 配偶者や恋人から何らかの暴力を受けた際の相談状況



資料：男女共同参画に関するアンケート調査

図 相談しなかった理由



資料：男女共同参画に関するアンケート調査

方 向 性

施策の方向① ドメスティック・バイオレンス（DV）等への対策の推進

ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめ、あらゆる暴力やセクシュアル・ハラスメント等のハラスメントを防止するとともに、被害者等への早期相談を促すため、ドメスティック・バイオレンス（DV）やハラスメント等に関する広報・啓発活動を充実します。

具体的施策	内容	担当課
ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止に関する広報・啓発活動の推進	ドメスティック・バイオレンス（DV）に関するパンフレットを配布し、ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する市民の意識を高めるとともに、被害者の早期相談を促すための啓発活動を推進します。	社会福祉課
ハラスメント、性犯罪等の予防に関する広報、啓発活動の推進	セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、パワー・ハラスメント等、主に女性が被害者となるあらゆる暴力について、市民の認識を高めるための広報、啓発活動を推進します。	市民協働課

施策の方向② 被害者の支援体制・相談窓口の充実

重大な人権侵害にかかわるドメスティック・バイオレンス（DV）や、児童や高齢者等への虐待等の相談体制の充実を図るとともに、被害者の保護や就業支援など、自立支援体制の充実を図ります。また、被害者への支援は、庁内だけでなく、警察等の関係機関と連携し、取組を行います。

具体的施策	内容	担当課
ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談体制の充実	市の相談窓口と関連各機関との連携を図り、ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害者の相談事業を実施します。また、様々な状況に対応するため、ネットワークの構築や女性相談員の設置等を検討し、相談対応の質の向上を図ります。	社会福祉課
被害者女性の保護・自立への支援	ドメスティック・バイオレンス（DV）の内容により、被害者を一時保護し、加害者から離れて、自立して生活できるように関係機関と連携し、施設の入所、就職の斡旋等を行います。	社会福祉課 児童福祉課
人権相談窓口の充実	市の人権擁護委員による人権相談を市内4会場において実施します。	社会福祉課

具体的施策	内容	担当課
児童虐待の未然防止・早期発見及び関係機関との連携強化	家庭相談室において、問題を抱える家庭の相談を実施します。また、虐待等防止ネットワーク協議会実務者会議を開催し、関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止や早期発見に努めます。	児童福祉課

目標指標

目標指標	実績値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
ドメスティック・バイオレンス (DV) に関する広報紙への記載回数	—	年 1 回以上
ドメスティック・バイオレンス (DV) の言葉の認知度	78.3%	100%
ドメスティック・バイオレンス (DV) の相談窓口を知らない人の割合	48.0%	35%

市民・地域・事業所等の取組

- あらゆる暴力は人権を侵害する行為であり、犯罪であることを認識しましょう。
- 事業所等は、ハラスメントの防止について取り組みましょう。



2 男女がともに活躍できる環境づくり

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

現状と課題

「女性の活躍推進」と「働き方改革」のためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現がとても重要な意義をもちます。

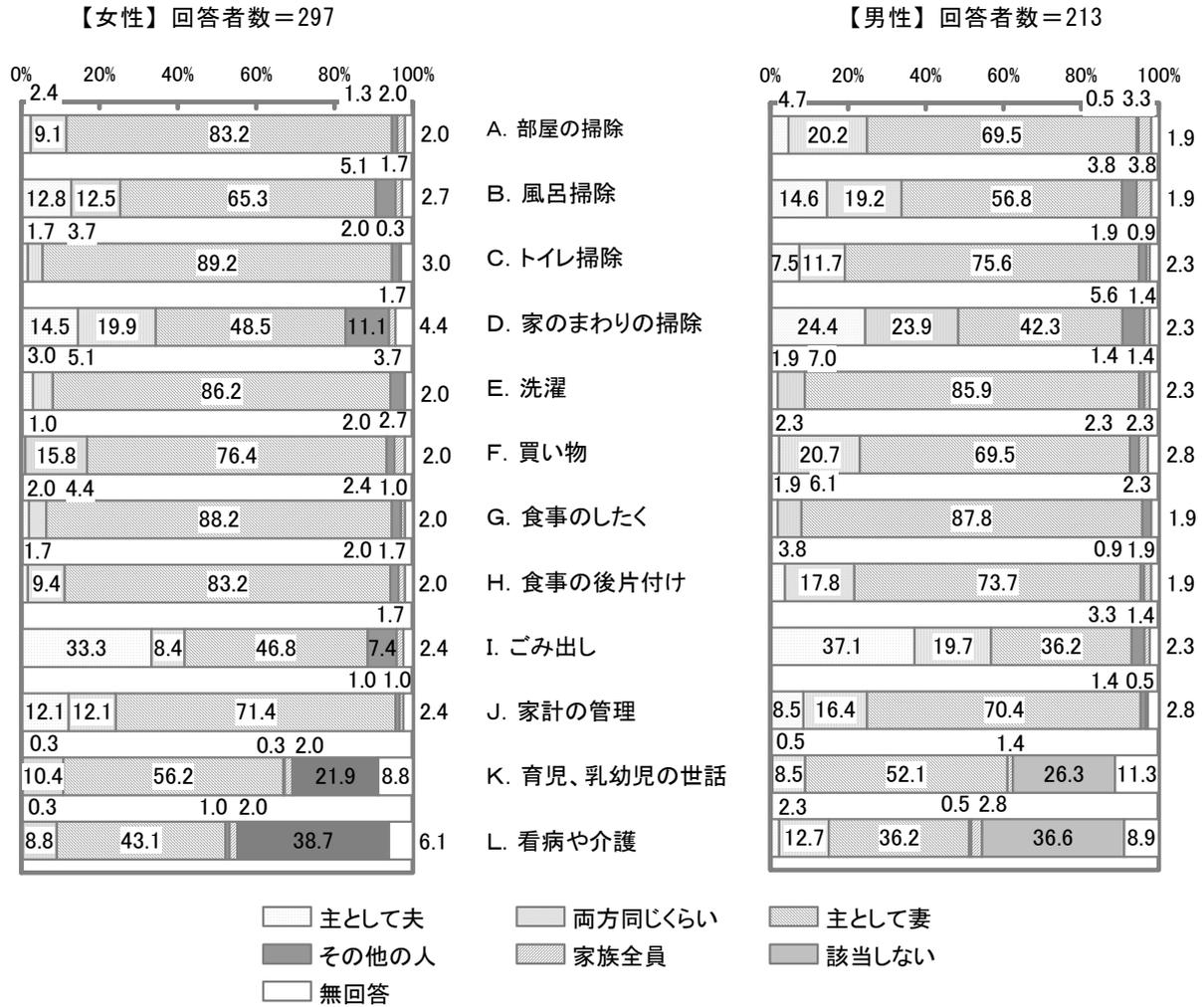
アンケート調査では、家庭の分担（掃除、洗濯、食事の支度、育児、乳幼児の世話、家族等の介護）について、すべての項目で「主として妻」の割合が高くなっています。また、女性が出産後なども離職せずに働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことは、「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」「男性の家事参加への理解・意識改革」などが求められています。

今後も仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するため、育児・介護休業制度の普及促進や労働時間の短縮など働き方の見直しや、保育サービスや介護支援等の充実を図ることが必要です。

市民ワークショップでの主な意見

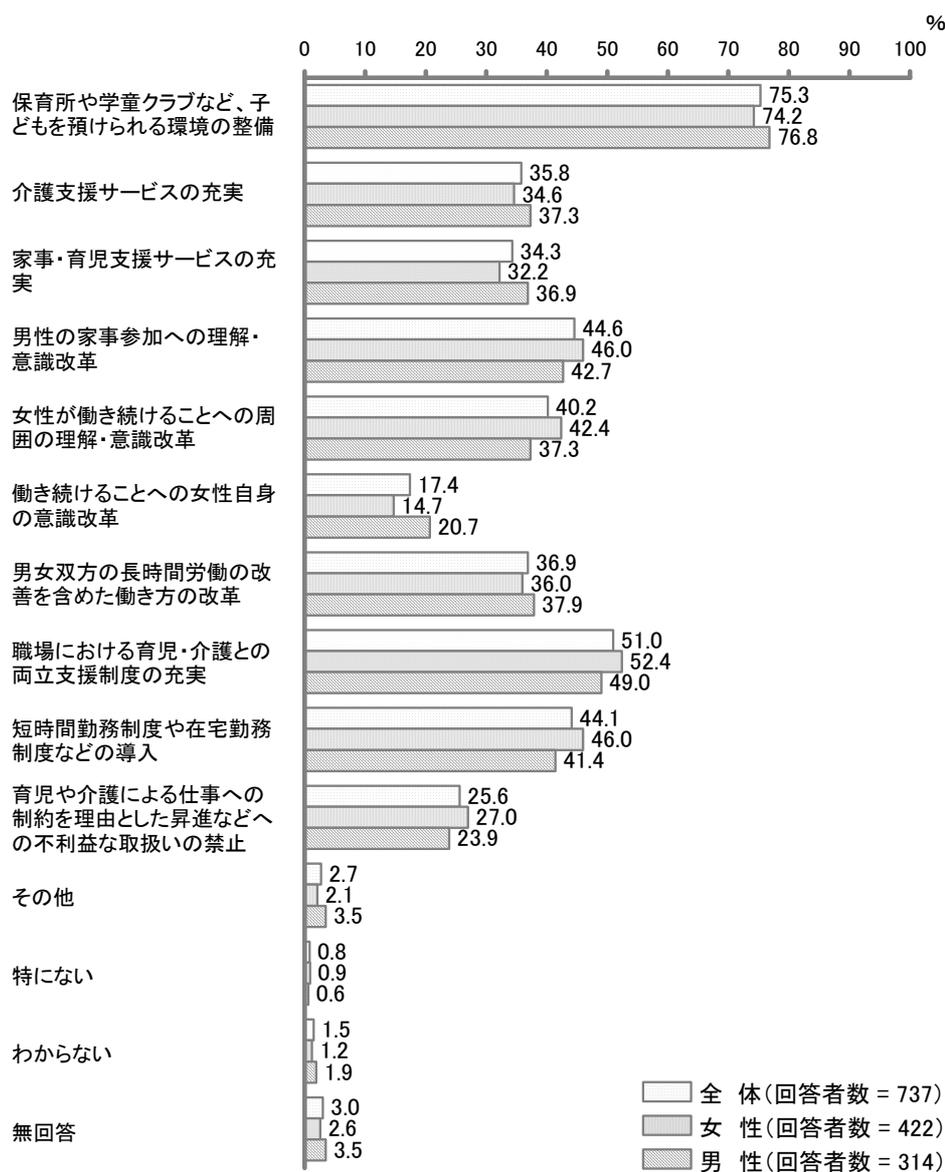
- 男性も育児休業制度を活用した方が良いが、実際には難しい。
- 出産しても仕事を続けられるような子育て支援が増えてきている。
- 事業所等において、学校行事などで父親が休みやすい職場環境づくりをするとよい。
- 経営者（上司）が子育てに積極的に参加し、手本を示すことが大切。
- 子育て世代の職員に育児に参加するよう働きかけることが必要。

図 家庭での役割分担



資料：男女共同参画に関するアンケート調査

図 女性が出産後なども離職せずに働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なこと



資料：男女共同参画に関するアンケート調査



方向性

施策の方向① 男女の雇用機会均等の普及と労働法規の啓発

採用・労働内容・賃金等、あらゆる場面で不当な男女不平等が起こらないよう、事業所への啓発を行うとともに、広報等を活用しながら、働く男女への制度等に関する情報を発信し、意識啓発を促します。

具体的施策	内容	担当課
事業主に対する法制度に関する周知・啓発	国や県、関係機関等との連携により、事業主に対して、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の広報等を通じた周知・啓発活動や情報提供を推進します。	産業振興課
働く男女への情報提供	働く男女の意識改革、問題意識等を持つことができるよう、労働に関する法令の普及、啓発や労働条件に関する情報提供を行います。	産業振興課

施策の方向② 育児や介護と仕事の両立支援策の充実

育児や介護と仕事を両立していけるよう、育児休業制度、介護休業制度の周知を図ります。また、働きながら子育てができるよう子育て支援策の充実を図ります。

具体的施策	内容	担当課
育児休業制度の普及・定着促進	広報等様々な媒体を活用して、育児休業制度の周知・啓発活動を推進します。	市民協働課 人事課
男性の育児休業取得促進の働きかけ	女性だけでなく、男性も積極的に育児休業制度を活用し、男女が協力して子育てできるよう、制度の周知を行うなど、事業所等へ働きかけを行います。	市民協働課 人事課
介護休業制度の定着促進	介護休業制度の利用に向けて情報提供を行い、介護休業制度の利用を促進します。	市民協働課 人事課
家庭生活における男女共同参画の促進	男女がともに家事、育児、介護等に参加するよう、パネル等の展示の仕方や内容を工夫しながら、啓発活動を推進します。	市民協働課
妊娠期の子育てに関する情報提供	市民のニーズを把握し、男女が協力しながら子育てできるような内容で教室を実施します。	健康推進課
保育サービスの充実	働く親を支援するため、0歳児から5歳児までの保育を行います。	児童福祉課

具体的施策	内容	担当課
保育園長時間保育の充実	働く親のライフスタイルに対応した長時間保育の充実を図ります。	児童福祉課
子育て支援事業の充実	子育て包括支援センターを設立し、子育て家庭に対する育児相談や支援等の充実を図ります。	児童福祉課
放課後児童クラブ事業の充実	放課後や長期の休み期間に、家庭において保護を受けることができない小学校在籍児童に対して、放課後児童クラブ事業の充実を図ります。	児童福祉課
児童手当等支援の充実	児童を養育している方へ児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に繋がるよう図ります。	児童福祉課

施策の方向③ 家族就労者の労働環境の整備

農業や商工自営業などに従事する女性の労働条件が改善されるよう、啓発や情報提供を推進します。

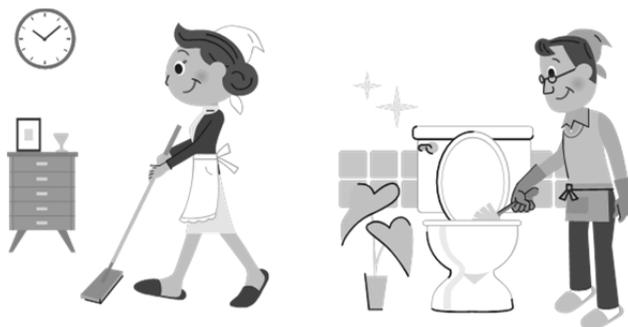
具体的施策	内容	担当課
家族経営協定締結の促進	農業経営主と家族従業者が労働条件、経営、資産についての取り決めを行う家族経営協定の締結を促進します。	産業振興課
女性の認定農業者の普及・推進	実質的に共同経営をしている女性が、認定農業者として認定されることで、共同経営者として経営の意思決定に参画ができる制度の普及を推進します。	産業振興課
女性の農業者年金加入の促進	農業者の老後の生活を保障する農業者年金に女性も加入するよう働きかけます。	産業振興課
家内労働に従事する女性への情報提供	農業や商工自営業の家族従業者に対して、労働環境の改善に向けた情報提供や啓発活動を推進します。	産業振興課

目標指標

目標指標	実績値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
ワーク・ライフ・バランスという言葉の認知度	27.7% (H28 アンケート調査)	50%
事業主に対する広報等による法制度等の情報提供	4回	年4回以上
働く男女に対する広報等による労働条件等の情報提供	6回	年5回以上
市役所における男性の育児休業取得率	0%	10%
保育園における待機児童数	0人	0人
妊娠期の教室への参加率	32%	40%
家族経営協定の締結数	61 件	65 件

市民・地域・事業所等の取組

- 家庭において、家事・育児・介護など、家族で協力し、分担しましょう。
- 育児・介護休業法等、各種制度の情報を入手し、活用しましょう。
- 子育てサービスや介護サービスなどについてよく理解し、活用しましょう。
- 事業所は、男女がともに育児休業をとりやすい環境を整えましょう。
- 事業所は、長時間労働の抑制、柔軟な勤務形態の導入、働き方の見直しなど、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境をつくりましょう。



(2) 女性の活躍推進【女性活躍推進計画】

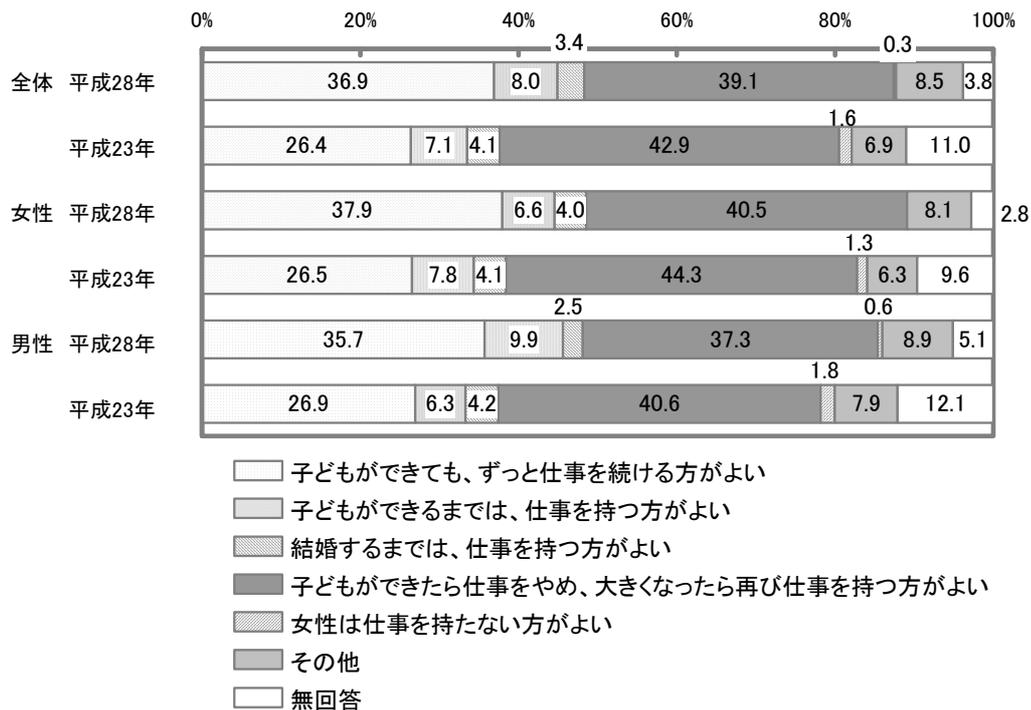
現状と課題

働くことは、一人の人間として経済的にも精神的にも自立し、充実した人生を送るための基本的な権利の一つです。

アンケート調査では、女性が仕事を持つことについて、「子どもができれば仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」の割合が約4割と平成23年調査に比べ3.8ポイント減少しましたが、一方で「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」の割合が3割半ばと平成23年調査に比べ10.5ポイント増加しています。

女性の活躍促進に関する法律等の整備とともに、子育て中など就業を一時中断している女性の公正な職場復帰、再就職や起業など、個人の意欲と能力が活かされる環境づくりを進め、女性の活躍を推進していく必要があります。

図 女性が仕事を持つことについて



資料：男女共同参画に関するアンケート調査

方 向 性

施策の方向① 女性の職業能力開発・向上のための支援

女性がその能力を十分に発揮するため、研修等に参加するよう意識啓発や情報の提供等の働きかけを行います。

具体的施策	内容	担当課
女性の職業能力向上を図る各種研修の情報提供	女性に対して関係機関等が行う職業能力の向上を図る研修等の情報提供を推進します。	産業振興課 市民協働課
事業主に対しての、ポジティブアクション※1の重要性についての周知	事業主に対して、ポジティブアクションの重要性を周知し、女性の管理職登用や女性の職域拡大を促進します。	産業振興課 市民協働課

施策の方向② 女性の再就職・再雇用の支援

結婚や出産・介護等により、いったん仕事を中断した女性の再就職支援のため、職業能力向上のための研修や、就労に関する相談支援等を行います。

具体的施策	内容	担当課
就労に関する情報提供・相談の充実	結婚や出産等で退職した女性が再就職を希望するにあたり、適性についてのアドバイス等必要な情報や個別相談、また、パソコン等技能的な支援について県と連携を図り実施していきます。	産業振興課
女性の再就職の支援など雇用環境の整備促進	結婚や出産等で退職した女性に対する再雇用制度の普及促進や再チャレンジする女性に対して事業所の採用を働きかけます。	産業振興課 市民協働課
女性の起業支援	起業を目指す女性に対して、起業に関する情報提供や相談等の支援を行います。	産業振興課

※1 ポジティブアクション

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

目標指標

目標指標	実績値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
女性の職業能力向上を図る各種研修の情報提供回数	—	年 3 回以上
25 歳から 44 歳までの就業率	73.4% (H22 国勢調査)	77%
輝く女性の紹介	—	年 1 人以上

市民・地域・事業所等の取組

- 男女を問わず、積極的に管理職登用試験などにチャレンジしましょう。
- 能力開発や職業能力取得に関する情報を積極的に入手し、活用しましょう。
- 事業所は、女性の管理職への登用を積極的に進めましょう。



3 男女がともに参画できる環境づくり

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

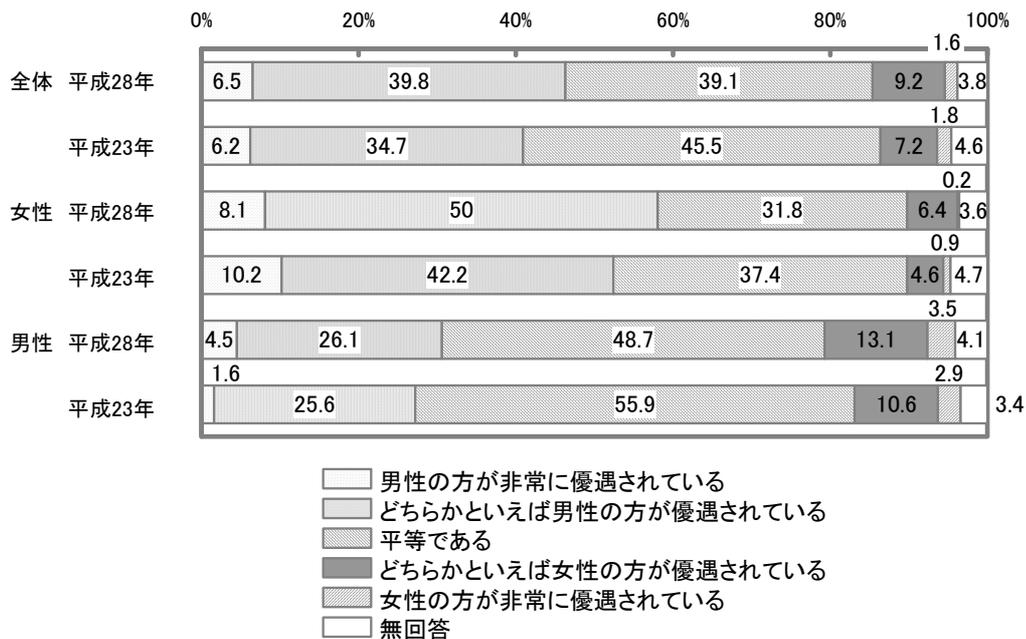
現状と課題

政策・方針等の意思決定における男女共同参画を進めていくためには、一人ひとりが社会や政治に関心をもつとともに、あらゆる活動に男女がともに参画し、責任と役割を担う意識をもつことが求められます。

各審議会等の女性委員の割合は、平成 27 年度において 30.1%、市の管理職員（部長級・課長級）に占める女性職員の割合は、平成 28 年 4 月 1 日現在で 8.6%となっています。

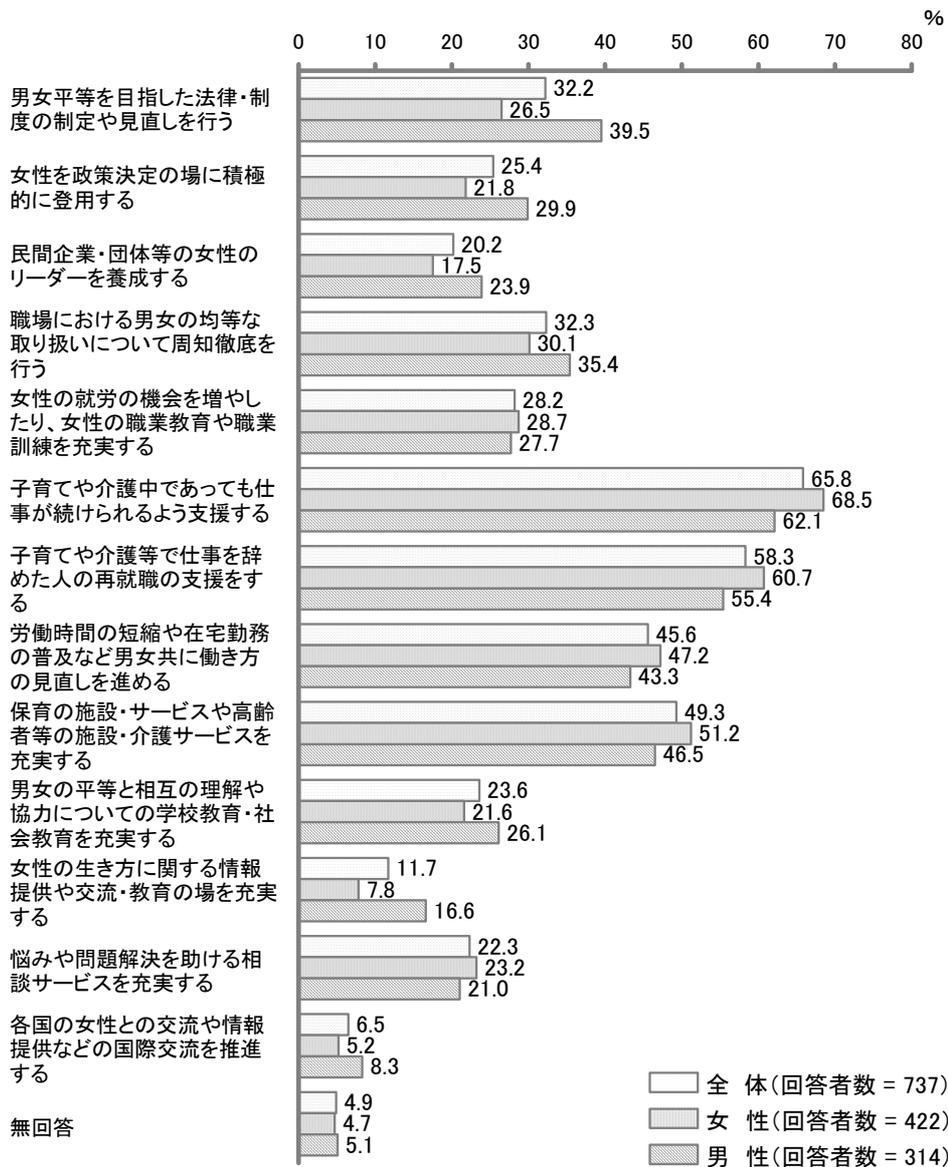
また、アンケート調査において、法律や制度における男女の地位の平等感は、“男性の方が優遇されている”の割合が 4 割半ばと平成 23 年調査に比べ 5.4 ポイント増加しています。そして、男女共同参画社会の実現のために、行政（国・県・市）が力をいれることは、「女性を政策決定の場に積極的に登用する」の割合が 2 割半ばとなっています。そのため、市の管理職員への女性登用や審議会等における女性の参画をさらに進め、女性・男性の双方の視点に立って市政を考えていくことが必要です。

図 法律や制度における男女の地位の平等感



資料：男女共同参画に関するアンケート調査

図 男女共同参画社会の実現のために、行政が力をいれること



資料：男女共同参画に関するアンケート調査

市民ワークショップでの主な意見

- 託児が可能な会議や研修ができるとよい。

方向性

施策の方向① 審議会、委員会等への女性の登用推進

審議会や委員会等、市政に関する重要な方針決定の場における女性の参画を進め、女性の意見を市政に反映することができる仕組みを整えます。

具体的施策	内容	担当課
審議会、委員会等への女性委員登用の推進	女性委員の登用を積極的に進めていきます。また、登用状況を定期的に調査及び公表し、女性登用を推進します。	市民協働課 経営企画課
女性人材の活用	人材育成セミナー修了者等、市内で活躍する女性について、市の審議会、委員会等の委員選定等に活用できるよう情報提供を行います。	市民協働課

施策の方向② 女性関係団体等への支援

女性が社会に積極的に参画していくことができるよう、女性団体に対する支援を行います。

具体的施策	内容	担当課
女性団体の支援	婦人会等の団体の活動を支援し、活性化を図ります。また、会員の高齢化が進む中、若い世代の活動への参画を促進するため、各種イベント等の開催や啓発を行います。	生涯学習課
老人クラブ連合会女性委員会の支援	老人クラブ連合会女性委員会では、健康・生きがいづくりのための研修や地域の理解を深めるための学習活動を支援し、活性化を図ります。	高齢福祉課

施策の方向③ 市職員の管理職等への女性の登用推進

本市における管理職の登用において、性別にとらわれることなく、個人の能力や適性を公平に評価し、管理職にふさわしい人材の登用を継続します。

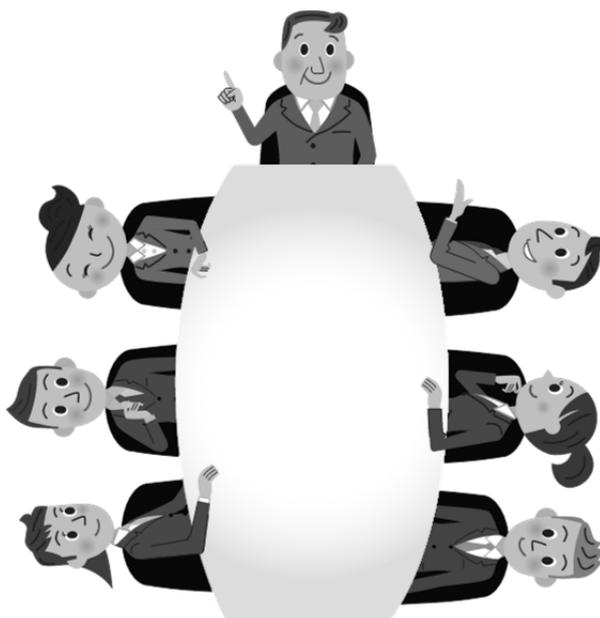
具体的施策	内容	担当課
市の管理職への女性登用推進	様々な分野における、女性職員の管理職を育成し、登用に努めます。	人事課

目標指標

目標指標	実績値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
審議会等委員等に占める女性の割合	30.1% (H27 実績)	35%
男女共同参画人材育成セミナー修了者数	15 人	17 人
市役所における管理職に占める女性の割合	8.6%	15%

市民・地域・事業所等の取組

- これまでの知識や経験を生かし、審議会や委員会等、意見を反映することができる機会や場に積極的に参画しましょう。
- 自治会や各種団体が開催するイベントなどに積極的に参画しましょう。



(2) 地域社会における男女共同参画の促進 ●●●●●●●●●●

現状と課題

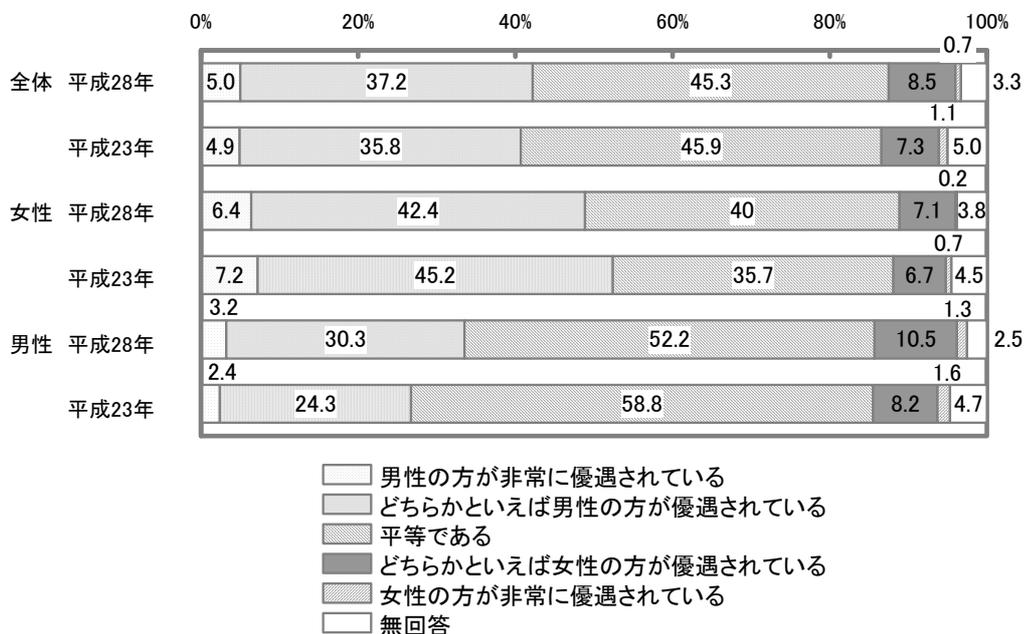
男女共同参画社会の実現に向けて、市民の生活に密着した地域での活動を、男女がともに協力しあいながら担っていくことが、重要です。

アンケート調査において、地域活動における男女の地位の平等感は、“男性の方が優遇されている”の割合が4割以上と平成23年調査に比べ1.5ポイント増加しています。

地域においては、少子高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化など様々な変化が生じており、男女がともに担わないと立ち行かなくなる状況となっており、地域の課題解決や地域づくりにおいては、男女がともに実践していくことが必要です。

また、平成7年に発生した阪神・淡路大震災や平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震により、災害に対する市民の意識が高まる中、防災分野における、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、まちづくりや防災について、女性・男性双方の視点から考えていくことが必要です。

図 地域活動における男女の地位の平等感



資料：男女共同参画に関するアンケート調査

方向性

施策の方向① 地域活動等への参画の促進

男女が性別に関わらず、地域活動に参画することができるよう、啓発を進めるとともに市民リーダー等、地域活動やまちづくり活動で指導的な立場に立てる人材を育成します。

また、家庭生活においても男女共同参画の視点から男女がともに家事・育児・介護に参画できるよう、啓発を行います。

具体的施策	内容	担当課
地域活動等への参画の促進	男女がともに様々な地域活動へ参加できるよう、啓発活動を推進します。	市民協働課
市民リーダーの育成	リーダー育成セミナー等の情報提供を行いながら、地域活動、まちづくり活動の指導的な立場の人材の育成を推進します。	市民協働課

施策の方向② 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

男女のニーズの違いや、障害者・高齢者など災害時に困難に直面する人に配慮すること、性別や年齢にかかわらず防災・減災に参画することなど、男女共同参画の視点を組み入れた防災・減災対策に取り組みます。

具体的施策	内容	担当課
防災対策における男女共同参画の推進	防災対策に女性、障害者、高齢者等のニーズや視点が反映されるよう、計画・立案の段階から防災分野における男女共同参画を推進します。	防災安全課
消防団活性化事業の推進	女性消防団員の加入を促進し、消防団組織の活性化と、より地域に密着した消防団活動を推進します。	消防本部総務課

目標指標

目標指標	実績値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
地域活動における平等感	45.3%	50%
防災会議の委員に占める女性の割合	16.7%	23%
女性消防団員の加入者数	2 人	5 人

市民・地域・事業所等の取組

- 家庭や地域活動等において、固定的な性別役割分担がないかを見直しましょう。
- 地域活動に積極的に参加しましょう。
- 自治会や各種団体において、女性の視点や意見を反映させるため、積極的に女性の役員を登用しましょう。
- 自治会や各種団体において、女性や若い人が気軽に参加しやすい雰囲気をつくりましょう。
- 地域等において、女性や高齢者、障害者、外国人等の視点を踏まえた防災・減災対策を行いましょ。



4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

(1) 生涯を通じた健康づくりへの支援 ●●●●●●●●●●

現状と課題

生涯にわたって健康で自分らしい生活を送るためには、男女の異なる健康上の問題を社会全体で総合的に支援することが必要です。

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりをもって生きていくことは男女共同参画社会を形成する上で重要です。

方向性

施策の方向① 男女の健康づくりへの支援

男女がそれぞれの健康状態に応じて適切な自己管理ができるように健康意識を高める取組を推進します。

また、性に関する正しい知識を学ぶ機会の充実に取り組みます。

具体的施策	内容	担当課
健康の自己管理の充実	疾患の早期発見・治療に結びつけるため、健康に関する意識を高める意識啓発や健康教育、健康相談、各種健康診査、検診を実施し、またその内容の充実を図り、市民一人ひとりの健康に関する自己管理を推進します。	健康推進課 保険年金課
男女の性（思春期を含む）と健康についての啓発	男女がお互いの性や心と身体の健康について理解し、尊重しあうことができるような情報提供を図ります。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ ^{※1} に関する正しい理解の普及と意識の定着に努めます。	健康推進課 学校教育課

※1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

生涯にわたって、身体的、精神的、社会的に良好な状態であることと、それを決定できる権利のことをいいます。いつ何人子どもを産むか、産まないかを自分で選ぶ自由、安全な妊娠、出産、子どもが健康に生まれ育つ、思春期や更年期における健康上の問題など、生涯を通じた性と生殖に関する問題が含まれます。

具体的施策	内容	担当課
女性特有の病気の予防対策の推進	乳がんや子宮がんなど女性に特有の病気や健康状態に関する情報提供や啓発活動を推進します。また、対象者への受診勧奨や再勧奨の実施、レディース検診日・託児の設定等、受診しやすい環境づくりに努めます。	健康推進課
心の健康の充実	心の健康についての情報提供や意識啓発、相談活動等を充実し、心身ともに健康な状態を維持できるよう推進します。	健康推進課

施策の方向② 妊娠期・乳幼児期の健康づくりへの支援

安心して子どもを産み育てることができるよう、教室の開催や相談窓口、健康診査の充実を図ります。

具体的施策	内容	担当課
妊娠期の教室の実施	妊娠・出産に対する不安の軽減を目的に保健指導、交流会を通じた仲間づくりを図ります。また、対象者のニーズに合った教室内容、開催時期・回数などを検討し、参加しやすい教室運営を検討します。	健康推進課
妊婦・乳幼児健康診査の実施	妊娠中の健康診査を実施するとともに、乳幼児健康診査により、乳幼児を対象に心身の発達の確認、疾病・異常の早期発見を行い、子どもの健全な発育・発達を促します。また、医療機関との連携を強化し、切れ目ない支援ができる体制づくりを行います。	健康推進課
相談および教育事業の実施	育児に関する悩みの軽減を目的に保健師、栄養士、歯科衛生士等による相談および教育事業を開催し、相談しやすい環境づくりに努めます。	健康推進課 児童福祉課

目標指標

目標指標	実績値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
特定健康診査受診率	42.9%	60%
乳がん検診受診率	13.7%	50%
子宮がん検診受診率	14.2%	50%
妊婦健康診査受診率	83.7%	85%
乳児健診（3か月児健康診査）の受診率	99.2%	100%

市民・地域・事業所等の取組

- 男女がお互いの性と健康について理解しましょう。
- 心身の健康と命の尊さを自覚し、ライフサイクルに応じた健康づくりに取り組みましょう。
- 定期的に健康診査を受診しましょう。



施策の方向② 高齢者や障害者の自立への支援

高齢者や障害者の自立を図り、地域で安心して暮らしていくことができるよう、高齢者福祉サービスや障害福祉サービスを充実します。

具体的施策	内容	担当課
介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の推進	男女がいつまでも健やかではつらつと暮らせるよう介護保険サービスや高齢者福祉サービスの充実を図り、いつまでも自立した生活を送れるよう支援します。サービスの多様性を求められる中、自己責任・自助努力を促しながら、総合事業等を通じて、老若男女年齢に捉われないことなく、地域での高齢者福祉サービス・介護保険サービスの選択が行うことができるよう努めます。	高齢福祉課
障害者計画・障害福祉計画の推進	障害者の社会参加を進め、自立した生活を送れるよう障害の程度に応じた適切な障害福祉サービスの提供を推進します。	社会福祉課

施策の方向③ ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭が自立して、地域で生活できるよう相談や就労・経済支援を行います。

具体的施策	内容	担当課
ひとり親家庭の相談・指導の充実	母子自立支援事業を実施し、ひとり親家庭が、自立して生活ができるように、相談体制の充実を図ります。母子自立支援相談窓口を設置し、母子家庭等の就労・生活・子育て・自立するための相談を実施します。	児童福祉課
ひとり親家庭への経済的支援	児童扶養手当の支給のほか遺児手当、医療費の助成等経済的支援を図ります。	児童福祉課 保険年金課
母子家庭への自立支援	母子家庭の自立に必要な福祉資金の貸付事業などの充実を図ります。	児童福祉課

目標指標

目標指標	実績値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
家族介護者のつどい参加者数	42 人	50 人
ひとり親家庭への医療費助成などの制度の周知回数	2 回	年 2 回以上
ひとり親家庭への就労に関する情報提供の回数	—	年 3 回以上

市民・地域・事業所等の取組

- 困った時は、まず身近な相談窓口で相談しましょう。
- 福祉サービス等の情報を積極的に入手しましょう。
- 地域で支援が必要な高齢者や障害者、ひとり親家庭などの見守り、声かけをしましょう。



1 庁内における推進体制の整備

男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進本部及び男女共同参画推進懇話会を設置し、男女共同参画に関する研修や計画の進捗管理、新たな課題の検討を行うなど計画推進体制の整備を進めます。

2 庁内における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現及びこの計画の推進にあたっては、市職員の十分な理解とそれに基づく行動が必要です。市民や事業所だけでなく、市職員においても、研修を行う等、男女が対等な立場で能力を十分に発揮できる環境づくりに努め、男女共同参画を推進していきます。

3 市民、事業所、NPO、市民団体等との連携

市民、事業所、NPO、地域団体と市（行政）との役割を明確にし、連携・協働しながら、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進していきます。

4 計画の進捗管理

本計画の進捗管理を徹底し、一層の推進を目指すために、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検し、各種施策の見直しを行うなど、市民の意見を反映しながらその後の対応を検討していきます。

計画の点検・評価にあたっては、「PDCAサイクル（計画－実施－評価－改善検討）」の考え方から、年度ごとに事業の進捗状況についてとりまとめ・報告を行いながら、計画について定期的に点検・評価・見直しを行い、施策の改善につなげます。

5 目標指標一覧

基本目標 1 人権を尊重しあえる意識づくり

基本施策	目標指標	実績値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実	人権に関する広報等での啓発回数	3 回	年 3 回以上
	男女共同参画に関する広報等での啓発回数	3 回	年 3 回以上
	社会全体でみた場合の男女の平等感が「平等である」の割合 (H28 アンケート調査)	13.4%	20%
	「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方に反対の割合 (H28 アンケート調査)	38.0%	50%
	男女共同参画社会という言葉の認知度 (H28 アンケート調査)	57.1%	100%
2 男女共同参画を推進するための教育・学習の充実	子どもの日常生活での平等感 (H28 小中学生アンケート)	56.5%	65%
	男女共同参画に関する講座(出前講座含む)	—	年 1 回以上
3 あらゆる暴力の根絶と支援体制の充実 【DV対策基本計画】	ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する広報紙への記載回数	—	年 1 回以上
	ドメスティック・バイオレンス(DV)の言葉の認知度 (H28 アンケート調査)	78.3%	100%
	ドメスティック・バイオレンス(DV)の相談窓口を知らない人の割合 (H28 アンケート調査)	48.0%	35%

基本目標 2 男女がともに活躍できる環境づくり

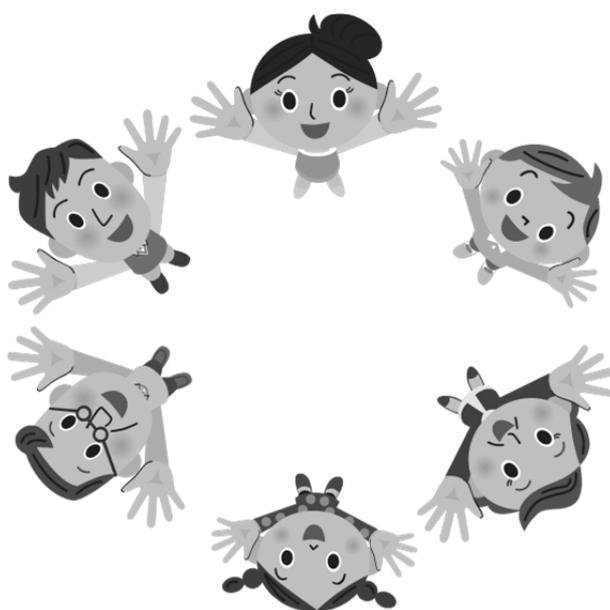
基本施策	目標指標	実績値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	ワーク・ライフ・バランスという言葉の認知度	27.7% (H28 アンケート調査)	50%
	事業主に対する広報等による法制度等の情報提供	4回	年4回以上
	働く男女に対する広報等による労働条件等の情報提供	6回	年5回以上
	市役所における男性の育児休業取得率	0%	10%
	保育園における待機児童数	0人	0人
	妊娠期の教室への参加率	32%	40%
	家族経営協定の締結数	61 件	65 件
2 女性の活躍推進 【女性活躍推進計画】	女性の職業能力向上を図る各種研修の情報提供回数	—	年 3 回以上
	25 歳から 44 歳までの就業率	73.4% (H22 国勢調査)	77%
	輝く女性の紹介	—	年 1 人以上

基本目標 3 男女がともに参画できる環境づくり

基本施策	目標指標	実績値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	審議会等委員等に占める女性の割合	30.1%	35%
	男女共同参画人材育成セミナー修了者数	15 人 (H28 実績)	17 人
	市役所における管理職に占める女性の割合	8.6% (H28 実績)	15%
2 地域社会における男女共同参画の促進	地域活動における平等感	45.3% (H28 アンケート調査)	50%
	防災会議の委員に占める女性の割合	16.7% (H28 実績)	23%
	女性消防団員の加入者数	2 人 (H28 実績)	5 人

基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

基本施策	目標指標	実績値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
1 生涯を通じた健康づくりへの支援	特定健康診査受診率	42.9%	60%
	乳がん検診受診率	13.7%	50%
	子宮がん検診受診率	14.2%	50%
	妊婦健康診査受診率	83.7%	85%
	乳児健診(3か月児健康診査)の受診率	99.2%	100%
2 様々な困難を抱えている人への支援	家族介護者のつどい参加者数	42人	50人
	ひとり親家庭への医療費助成などの制度の周知回数	2回	年2回以上
	ひとり親家庭への就労に関する情報提供の回数	—	年3回以上





参考資料

1 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本
的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、
国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められて
きたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が
国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女
が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別
にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することが
できる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を
21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、
社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の
促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を
明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公
共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組
を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会
経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を
実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形
成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及
び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社
会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定め
ることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計
画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の名号に掲げる用語の意義
は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等
な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる
分野における活動に参画する機会が確保され、も
って男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化

的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担
うべき社会を形成することをいう。

（2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る
男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、
男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提
供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての
尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱
いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機
会が確保されることその他の男女の人権が尊重される
ことを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会にお
ける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を
反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立
でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形
成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、
社会における制度又は慣行が男女の社会における活動
の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なもの
とするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等
な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策
又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同し
て参画する機会が確保されることを旨として、行われな
なければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女
が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の
介護その他の家庭生活における活動について家族の一
員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の
活動を行うことができるようにすることを旨として、行
われなければならない。

（国際的協調）

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会にお
ける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男
女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われな
なければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成

の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄（平成11年6月23日法律第78号）

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 抄（平成11年7月16日法律第102号）

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) (略)

(2) 附則（中略）第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 抄(平成11年12月22日法律第160号)

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 基本方針等（第 5 条・第 6 条）
- 第 3 章 事業主行動計画等
 - 第 1 節 事業主行動計画策定指針（第 7 条）
 - 第 2 節 一般事業主行動計画（第 8 条—第 14 条）
 - 第 3 節 特定事業主行動計画（第 15 条）
 - 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表（第 16 条・第 17 条）
- 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第 18 条—第 25 条）
- 第 5 章 雑則（第 26 条—第 28 条）
- 第 6 章 罰則（第 29 条—第 34 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活

における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

（基本方針）

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第 6 条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第 3 章 事業主行動計画等

第 1 節 事業主行動計画策定指針

第 7 条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第 1 項に規定する一般事業主行動計画及び第 15 条第 1 項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計

画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優

良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。
- 1 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 2 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 3 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中

「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活におけ

る活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の1部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その1部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 1 第18条第4項の規定に違反した者
- 2 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 1 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 2 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 3 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 1 第10条第2項の規定に違反した者
- 2 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

3 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第5条 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）の一部を次のように改正する。

別表第1第20号の25の次に次の1号を加える。

20の26 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

（内閣府設置法の一部改正）

第6条 内閣府設置法（平成11年法律第89号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項の表に次のように加える。

平成38年3月31日

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第5条第1項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等（第 2 条の 2・第 2 条の 3）

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等（第 3 条―第 5 条）

第 3 章 被害者の保護（第 6 条―第 9 条の 2）

第 4 章 保護命令（第 10 条―第 22 条）

第 5 章 雑則（第 23 条―第 28 条）

第 5 章の 2 補則（第 28 条の 2）

第 6 章 罰則（第 29 条・第 30 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及

び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第 2 条の 3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第 3 条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第 6 号、第 5 条及び第 8 条の 3 において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防

止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に申立てた被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

(2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後 10 時から午前 6 時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第 1 項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第 3 号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻す又は疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第 1 項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の周辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が 15 歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第 1 項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第 4 号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第 1 項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の周辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の 15 歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が 15 歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

- 第 11 条 前条第 1 項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第 1 項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

- 第 12 条 第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- (3) 第 10 条第 3 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (4) 第 10 条第 4 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第 5 号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治 41 年法律第 53 号）第 58 条の 2 第 1 項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

- 第 13 条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

- 第 14 条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第 12 条第 1 項第 5 号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認めるときは、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

- 第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第 1 項第 5 号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当

該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる

事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

(3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

(2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

（この法律の準用）

第28の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成16年6月2日法律第64号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 抄（平成19年7月11日法律第113号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 抄（平成25年7月3日法律第72号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 抄（平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第 1 条中次世代育成支援対策推進法附則第 2 条第 1 項の改正規定並びに附則第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条並びに第 19 条の規定 公布の日
- 2 第 2 条並びに附則第 3 条、第 7 条から第 10 条まで、第 12 条及び第 15 条から第 18 条までの規定 平成 26 年 10 月 1 日

（政令への委任）

第 19 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

4 愛西市男女共同参画推進懇話会設置要綱

平成19年12月1日

訓令第31号

(設置)

第1条 「愛西市男女共同参画プラン」を推進するにあたり、本市の各分野での男女共同参画社会の形成を積極的に進めることを目的とし、本市が取り組むべき諸課題及びその方策について意見を求めるために、愛西市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 愛西市男女共同参画推進プランの推進に関すること。
- (2) その他本市における総合的な男女共同参画社会の形成における施策に関すること。

(構成)

第3条 懇話会は、市長が依頼する委員10人以内で組織する。

- 2 委員の任期は、2年以内とする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第4条 懇話会には会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長の指名とする。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、必要に応じて会長が招集する。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、市民協働部市民協働課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年12月1日から施行する。
(愛西市男女共同参画プラン策定懇話会設置要綱の廃止)
- 2 愛西市男女共同参画プラン策定懇話会設置要綱（平成18年愛西市訓令第26号）は、廃止する。

附 則（平成25年2月15日訓令第4号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第77号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

5 愛西市男女共同参画推進本部設置要綱

平成18年8月28日
訓令第25号

(設置)

第1条 愛西市における男女共同参画社会の実現に関する施策について、総合的かつ効果的な推進を図るため、愛西市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する市町村男女共同参画基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、部長（部長相当職を含む。以下同じ。）をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、議長となる。

(部会)

第5条 推進本部は、その所掌事務に関する事項を検討するため、部会を置くことができる。

(庶務)

第6条 推進本部に関する庶務は、市民協働部市民協働課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第7号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第16号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日訓令第11号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第77号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

6 策定経過

日 時	策定経過
平成28年7月4日	第1回愛西市男女共同参画推進懇話会 ・平成27年度の進捗状況について ・平成28年度の取り組みについて
平成28年7月5日	第1回第3次愛西市男女共同参画プラン策定部会 ・計画策定のスケジュールについて ・市民アンケートについて ・事業評価シートについて
平成28年7月22日～ 平成28年8月12日	愛西市男女共同参画に関するアンケート調査の実施
平成28年9月7日 平成28年9月20日	ヒアリング調査の実施（5団体）
平成28年10月14日	第2回第3次愛西市男女共同参画プラン策定部会 ・市民アンケートについて ・事業評価シートについて ・第3次プランの進捗状況について
平成28年10月19日	第2回愛西市男女共同参画推進懇話会 ・市民アンケート結果について ・第3次プランの進捗状況について
平成28年10月26日	愛西市男女共同参画にかかる第1回ワークショップ 【テーマ】男女共同参画の現状と課題について
平成28年11月16日	愛西市男女共同参画にかかる第2回ワークショップ 【テーマ】課題を踏まえた今後の取り組みについて
平成28年12月8日	第3回愛西市男女共同参画推進懇話会 ・ワークショップについて ・第3次プランの素案について
平成28年12月13日	第3回第3次愛西市男女共同参画プラン策定部会 ・ワークショップについて ・第3次プランの素案について
平成28年12月27日	愛西市男女共同参画推進本部会議 ・第3次愛西市男女共同参画プラン（案）について
平成29年2月9日	第4回第3次愛西市男女共同参画プラン策定部会 ・第3次男女共同参画プラン（案）に対するパブリックコメントについて
平成29年2月17日	第4回愛西市男女共同参画推進懇話会 ・第3次男女共同参画プラン（案）に対するパブリックコメントについて ・平成29年度の取り組みについて
平成29年2月28日	愛西市男女共同参画推進本部会議 ・第3次愛西市男女共同参画プランについて

7 愛西市男女共同参画に関するアンケート調査概要

(1) 調査の目的

「第3次愛西市男女共同参画プラン」策定の基礎資料として、調査を実施しました。

(2) 調査対象

愛西市在住の18歳以上から2,000人を無作為抽出

(3) 調査期間

平成28年7月22日から平成28年8月12日まで

(4) 調査方法

郵送による配布・回収

(5) 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
2,000通	737通	36.9%

第3次 愛西市男女共同参画プラン
平成29年3月

愛西市 市民協働部 市民協働課
〒496-8555 愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地
電 話 : 0567-55-7113(ダイヤルイン)
F A X : 0567-26-5515
E-Mail : kyodo@city.aisai.lg.jp
ホームページ : <http://www.city.aisai.lg.jp>

